

～事務所備付書類の写しの未提出法人に係る 過料事件通知事務について、住基ネットを利用します～

宗教法人法第25条第4項の規定による事務所備付書類の写しの提出がない法人に係る過料事件通知事務において、その代表役員またはその代務者（以下、「代表役員等」と言います。）の住所や氏名等の確認は、これまで県が市町村に対して職権で請求した住民票の写しで行っていましたが、平成25年4月1日からは住民基本台帳ネットワークシステムで行います。

これにより、公用請求にかかる事務の削減や、住所調査等の効率化を図ることができるようになります。

1 変更となる事務の概要

宗教法人の代表役員等に住所等の変更があった場合は、法務局において変更登記を行った上で変更登記完了届を提出していただきますが、備付書類の写しの提出のない法人の代表役員等について、転居後も変更登記完了届の提出がない場合には、県が市町村に対して職権で住民票の写しを取り寄せることで、住所調査等を行っていました。

平成25年4月1日からは、上記のような事態が生じた場合には、住基ネットを利用して住所調査等を行います。

2 調査の対象となる人

- ・ 備付け書類の写しの提出がない宗教法人の代表役員等

3 調査を行うとき

- ・ 提出期限までに備付け書類の写しの提出がない場合で、転居後も変更登記完了届の提出がない場合
- ・ 督促書等を出しても宛先不明で戻ってくる場合

4 調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の確認

5 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県総務部学事課

電話 043-223-2120

FAX 043-225-9585